

# 指導員養成訓練 短期養成課程のQ&A

職業訓練指導員資格審査室

- [職業訓練指導員免許に関すること](#)
  
- [短期養成課程の受講の要件等に関すること](#)
  
- [短期養成課程の制度等に関すること](#)
  
- [短期養成課程の訓練内容に関すること](#)
  
- [能力審査に関すること](#)

※Q&A 内の以下の用語については、省略して表記しています。

- 職業能力開発総合大学校 （「職業大」といいます。）
- 職業訓練指導員資格審査室 （「資格審査室」といいます。）
- 職業訓練指導員免許 （「指導員免許」といいます。）
- 普通課程担当者資格審査 （「普通課程資格審査」といいます。）
- 職業能力開発促進法施行規則第 39 条第 1 号の厚生労働大臣が指定する講習 （「48 時間講習」といいます。）
- 職業訓練指導員 （「指導員」といいます。）

## 【職業訓練指導員免許に関すること】

Q1

短期養成課程を修了することにより、指導員免許を取得することができるのですか。

A

短期養成課程を修了後に、職業訓練指導員試験の受験資格がある方は、当校で実施する普通課程資格審査を受験し、合格することにより指導員免許を取得することができます。普通課程資格審査の内容などについては、[【能力審査に関すること】](#)以降を参照してください。なお、48時間講習の受講資格がある方は、能力審査を受験することなく、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。

48時間講習受講資格の有無については、各都道府県職業能力開発主管課へお問い合わせください。

Q2

短期養成課程で取得できる指導員免許は、「48時間講習」で取得できる指導員免許と同じ資格ですか。指導員免許はどこで交付してくれるのですか。

A

指導員免許自体は同じものです。指導員免許取得の方法の違いより、指導員免許が異なることはありません。指導員免許の交付は各都道府県職業能力開発主管課で行っています。

Q3

短期養成課程を修了し、指導員免許取得後、機構の職業訓練指導員として採用することや、就職先をあっせんしてもらえるのですか。

A

当機構では、指導員を採用していますが、短期養成課程の修了者を直接採用されることや、採用担当者にあっせんすることはしておりません。

指導員の採用要件等については、各採用機関にご確認ください。

厚生労働省ホームページ内に「指導員募集情報」が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/shidouin-boshu.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shidouin-boshu.html))

Q4

普通課程の普通職業訓練担当指導員と専門課程の高度職業訓練担当指導員には、それぞれに指導員免許が必要なのですか。

A

指導員免許が必要なのは、普通課程の普通職業訓練だけです。

短期養成課程修了後に、7つの能力（「職業能力開発指導力」「訓練コーディネート力」「キャリア・コンサルティング力」「問題発見解決力」「マネジメント力」「イノベーション力」「技能・技術力」）を判定する専門課程資格審査に合格することにより、専門課程の高度職

業訓練を担当できる資格を得ることができます。(専門課程を担当できる「指導員免許」というものではありません。)

Q5

技能検定1級に合格していると、指導員免許が取得しやすいと聞いたのですが。

A

免許職種に関する技能検定1級合格者は、48時間講習の受講資格者のため、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」修了後に都道府県へ申請することで指導員免許を取得することができます。(都道府県に申請を行う場合は、短期養成課程「職業能力開発指導力養成コース」の修了証書と科目履修証明書を持参してください。)

(参考：厚生労働省ホームページ「指導員になるには?」

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/jinzaikaihatsu/shido\\_uin-rute.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/shido_uin-rute.html))

### 【短期養成課程の受講の要件等に関すること】

Q6

募集要項などに受講条件が記載してありますが、自分がどの受講条件にあてはまるのか、受講後にどの指導員免許が取得できるのかがよくわからないのですが。

A

受講条件については、受講希望者ごとに経歴等が異なるため、個別に判断させていただいておりますので、下記のいずれかの方法によりお問い合わせください。

- ・当校ホームページ上の短期養成課程（指導員養成訓練）ページ内の「メールでのお問い合わせ」からメールフォームに入力して相談してください。
- ・募集要項内の様式5「短期養成課程の受講に関する事前相談票」を記入いただき、郵送またはメールにて職業大 資格審査室までお送りください。

どちらの場合も、後日、ご連絡させていただきます。

なお、募集要項は当校ホームページの短期養成課程（指導員養成訓練）ページ内からダウンロードできます。

送付先のメールアドレスは、《shikakushinsa@uitec.ac.jp》です。

Q7

企業の代表者であるが、自らが経営している企業の実務経験についてはどのように記載したらよいですか。

A

実務経験証明には、募集要項内の様式3「実務経験証明書」を使用していただきますが、企業の代表者の方については、取引先の企業や関係する業界団体の代表の方等に証明をいただってください。(自らが雇用する従業員や企業内の役員方からの証明書は認められません。)

Q8

免許職種に関連する学科を履修したかを確認する上でシラバスの提出を求められたが、卒業した学校でシラバスを作成していない(シラバスがない)場合はどうしたらよいですか。

A

別の方法を提示させていただきますので、当室までご相談ください。

Q9

入学試験等がありますか。

A

通学コース受講希望者に対しては、面接試験を実施しています。  
Web コース受講希望者に対しては、書類審査を実施しています。

Q10

最低何名の受講申し込みがあれば、開講は保証されますか。

A

基本的に1名でも受講申し込みがあれば、実施いたします。

### 【短期養成課程の制度等に関すること】

Q11

短期養成課程は、「通学コース」とインターネット活用によるWeb 訓練を受講する「Web コース」の二通りがありますが、内容に違いはありますか。

A

訓練の受講方法が異なるだけで、内容は同じものになります。

Q12

指導員免許の取得にあたり、48時間講習の受講と短期養成課程の受講の違いを教えてください。

A

短期養成課程は144時間(通学コース1か月間、Web コース46日間または77日間)であり、48時間講習と比較すると長期にわたりますが、指導員に必要な知識を体系的に基礎から応用まで学べるようになっており、高い品質で深い知識を効果的かつ効率的に習得できる内容になっています。

Q13

短期養成課程には、現在3コースが開講されているとありますが、それぞれどのような内容でしょうか。

A

現在、開講している各コースの概要は以下のとおりです。各コースの科目の概要については、募集要項7ページをご覧ください。

◆「職業能力開発指導力養成コース」

職業能力開発に関する知識を有し、若年者から高齢者まで幅広い世代の訓練受講者に指導ができ、PDCAサイクルによる職業訓練の運営までを行うことができる能力を習得します。

なお、このコースを修了することにより、普通課程資格審査のうち、指導方法の学科試験が免除になります。

◆「訓練コーディネータ養成コース」

企業（事業主、在職者）・求職者等の職業能力開発に対するニーズや技術動向の把握、訓練コースの設定及び既存コースの見直し、企業の人材育成計画にかかわる助言等、要望にあった訓練コースの企画・立案ができる能力を習得します。

◆「キャリア・コンサルティング力養成コース」

労働者が職業経験等に応じた職業生活設計を行うため、職業選択や職業訓練等による職業能力の効率的な習得に必要な相談や支援を行うことができる力を習得します。

Q14

キャリア・コンサルティング力養成コースの終了後、国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できますか。

A

キャリア・コンサルティング力養成コースは、指導員に必要なキャリア・コンサルティングに関する一定の知識やスキルを習得することを目的としています。国家資格キャリアコンサルタントに関連する資格が取得できるものではありません。

Q15

必要な経費（授業料等）はどのくらいですか。

A

授業料は1コース当たり46,000円（税込）になります。

その他に、通学コースを遠方から受講される方は、宿泊費（近隣のホテルやウィークリーマンション等）、当校までの交通費等の諸経費がかかることが予想されます。（宿泊先等については、受講者自身で確保してください。）

Webコースの場合は、通信費がかかります。（パソコン等の受講環境整備については、受講者自身で行ってください。）

その他、訓練内容に関する参考図書をご案内するコースもございます。（購入は必須ではありません。）

また、能力審査を受験する場合には別途検定料が必要になります。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、授業料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

Q16

受講途中に病気等により訓練の継続ができなくなった場合は、どのような取扱いになるのですか。また、別の日程のコースを代替として受講することはできますか。

A

途中で受講の継続が難しくなった場合は、訓練期間の延長等の措置はありませんので、退学届を提出してください。

この場合、授業料の払戻しはありません。また、他のコースへの代替もできませんので、再度、受講の申し込みをお願いします。

### 【短期養成課程の訓練内容に関すること】

Q17

Webコースにおいて、特別に受講日時を指定される授業はありますか。

A

職業能力開発指導力養成コースでは、受講者同士の相互評価を実施する授業があり、同授業の日程が指定されることと、その時までには該当する受講科目を終了しておく必要があります。

日程が指定されていますが、パソコンの前に待機しておく必要はなく、定められた期間内に相互評価を終了していただければ構いません。開講前に時間割表にて日程をお知らせいたします。

Q18

通学コースは何名くらいの方が受講されているのですか。

A

定員は20名となっております。

Q19

受講中（通学コース・Webコース）の悩みや疑問については、どのように解決すればよいのですか。

A

通学コースの場合、授業を担当している教員、または短期養成課程の担任にご相談ください。

Webコースの場合は、メールにて質問等を受け付けておりますので、そちらをご活用ください。

Q20

通学コースを受講する場合、職業大の寮に入ることは可能ですか。また、食堂・図書館は利用できますか。

A

短期養成課程の受講者は入寮することはできません。食堂・図書館は利用することができます。

ます。

#### Q21

Webコースにおける標準的な1日の勉強時間を教えてください。

A

Webコースは、標準受講時間が144時間となっておりますので、46日間コースの場合は、平日換算で1日4時間としています。77日間コースの場合は、平日換算で1日2時間としています。両コースともに多少の余裕を設けています。

授業では課題への回答、ビデオ視聴、簡単なミニ質問、インターネットでの情報検索を指示される場合がありますが、課題を作成する時間は標準受講時間には含んでいません。

#### Q22

Webコースにおいて、平日以外に土日に集中して勉強することを考えています。授業をどんどん先に進むことでも問題ないでしょうか。

A

訓練効果の観点から講座を受講する順番は決まっていますが、標準的な受講時間を超えて先へ進むことでも問題はありません。

また、Q17にもあるように職業能力開発指導力養成コースでは、科目の一部に「相互評価」を行う授業があります。この部分では、受講者をグループ分けし同じ時期に一斉に実施する関係で、日程を調整させていただくことがあります。詳しくは、資格審査室にお問い合わせください。

#### Q23

通学コースの授業時間はどのようになっていますか。

A

通学コースの授業は、土日祝日を除く月曜から金曜の8時50分から16時35分までになります。

#### Q24

Webコース、通学コースの成績評価はそれぞれどのように行われるのですか。

A

Webコースの場合、「教材」ごとに課題レポートが要求されます。課題レポートはパソコン上にアップロードすることにより、教員の手元に届き、採点されます。

受講生が、教材や課題をダウンロードし、課題レポートをアップした後、確認をすることができるよう作られたシステムを使用しており、訓練期間内であればいつでも教材を閲覧し、課題を提出することができますが、科目によっては、課題提出期限が指定される場合があります。最終的に各人の課題を採点し、修了判定を行い、結果を通知します。

通学コースの場合、全ての訓練（授業）に出席、課題等があれば提出することが要求されます。訓練（授業）に対する取り組み状況や課題等を総合的に評価し、修了判定を行い、結果を通知します。

## Q25

特徴のある課題・宿題はありますか。

A

職業能力開発指導力養成コースの課題では、教室で学生に教えるストーリーを「指導方法」として計画し、先生役の自分自身をビデオ等で撮影し、その内容をアップして職業大教員から評価を受けるものがあります。

## 【能力審査に関すること】

## Q26

能力審査の種類を教えてください。

A

能力審査には、次の2種類があります。

### (1) 普通課程資格審査（募集要項1ページに記載の訓練科のみ実施）

指導員免許を取得するための審査で、職業能力開発促進法施行規則に規定される「職業訓練指導員試験」と同等の内容で実施します。

試験は、職業能力開発促進法施行規則にて定められている次の試験を実施します。

①の試験内容は、各訓練科共通ですが、②から④までの試験内容は、受験する訓練科により異なります。

- ① 学科試験（指導方法）
- ② 学科試験（系基礎）
- ③ 学科試験（専攻）
- ④ 実技試験

上記の①から④までの試験科目は、職務経歴等により免除されることがあります。詳しくは資格審査室までお問い合わせください。

### (2) 専門課程（※1）資格審査

専門課程を担当する能力を認定するための審査で、7つの能力を審査します。

試験は、学科試験、口頭試問、ロールプレイング、模擬授業で構成されています。

詳しくは、資格審査室までお問い合わせください。

※1 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学校の1、2年生に相当する課程を「専門課程」と呼びます。

## Q27

能力審査の受験は必須ですか。

A

必須ではありません。



## Q28

能力審査はいつ・どこで行うのですか。

A

- ①普通課程担当者資格審査は、通学コースの方もWebコースの方も年2回当校（職業大）での実施を予定しています。
- ②専門課程担当者資格審査は年1回、当校（職業大）で実施を予定しています。  
いずれも短期養成課程の直近の修了者の方には、事前に案内を差し上げる予定です。

## Q29

普通課程資格審査の検定料はいくらですか。受験できなくなった場合、検定料など払い戻ししてくれますか。

A

検定料は受験される科目により若干異なりますが、すべて受験される場合は20,412円（税込）になります。

能力審査が受験できなくなった場合、検定料の払い戻しはありません。

なお、公共職業能力開発施設に所属されている方は、検定料が免除される場合がありますので、資格審査室までお問い合わせください。

## Q30

能力審査の過去問題や参考書籍等情報提供してほしいのですか。

A

能力審査の問題は過去問題も含め非公開です。

能力審査は、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有することを判定するものになります。

これは、指導員免許に関連する実務経験や所持している資格を含め、これまでに受験者の方が培ってきた指導員に必要な能力を総合的に判定しているものであり、各試験科目における試験対策に類するものは作成しておりませんので、ご了解ください。

また、試験問題の持ち帰りも認めておりません。

## Q31

能力審査で不合格となった場合、再度挑戦することはできますか。その場合、一部合格した科目の取扱いはどうなるのですか。また、費用はかかりますか。

A

一部合格になった試験科目は、次回受験される能力審査では免除となり、不合格となった教科目だけを受験することになります。検定料は受験される科目分をあらためて納入していただくこととなります。

Q32

都道府県で職業訓練指導員免許試験を受験して、一部の学科または実技を合格した場合、不合格になった科目を職業大で能力審査として受験することは可能ですか。

A

受験することは可能ですが、当校の「短期養成課程」を受講修了していただく必要があります。詳しくは資格審査室にお問い合わせください。

その他のご質問等については、職業大 資格審査室までメールにてご連絡ください。

Mail [shikakushinsa@uitec.ac.jp](mailto:shikakushinsa@uitec.ac.jp)